

雇用保険の基本手当(失業給付)を受給される皆さまへ

雇用保険の基本手当日額が変更になります ～平成 25 年 8 月 1 日から～

賃金日額・基本手当日額の変更について

雇用保険では、離職者の「賃金日額」※¹に基づいて「基本手当日額」※²を算定しています。賃金日額については上限額と下限額を設定しており、「毎月勤労統計」の平均定期給与額の増減により、毎年8月1日にその額を変更します。今回は、平成 24 年度の平均定期給与額が前年比で約 0.5%減少したことから、上限額・下限額ともに若干の引き下げになります。

これに伴い、基本手当日額の算定基準が変わり、支給額が減額になる場合があります。対象になる方には、平成 25 年8月2日以降の認定日にお返しする受給資格者証に新「基本手当日額」を印字して、お知らせします。

※1 離職した日の直前の6か月に毎月決まって支払われた賃金から算出した金額。「雇用保険受給資格者証」(第1面)の14欄に記載されています。

※2 失業給付の1日当たりの金額。「雇用保険受給資格者証」(第1面)の19欄に記載されています。年齢区分などによって計算方法が異なります。詳しくは、裏面をご覧ください。

◆年齢区分に応じた賃金日額・基本手当日額の上限額

離職時の年齢	賃金日額の上限額 (円)		基本手当日額の上限額 (円)	
	変更前	変更後	変更前	変更後 (前年度増減)
29歳以下	12,880	12,810	6,440	6,405 (▲35)
30～44歳	14,310	14,230	7,155	7,115 (▲40)
45～59歳	15,740	15,660	7,870	7,830 (▲40)
60～64歳	15,020	14,940	6,759	6,723 (▲36)

【例】

29歳で賃金日額が14,000円の方は、上限額(12,810円)が適用されますので、平成25年8月1日以降分の基本手当日額(1日当たりの支給額)は、6,405円となります。

◆賃金日額・基本手当日額の下限額

年齢	賃金日額の下限額 (円)		基本手当日額の下限額 (円)	
	変更前	変更後	変更前	変更後 (前年度増減)
全年齢	2,320	2,310	1,856	1,848 (▲8)

○基本手当日額の下限額は、年齢に関係なく、1,856円から1,848円になります。



○基本手当日額の計算方法

賃金日額 (w円)	給付率	基本手当日額 (y円)
◆離職時の年齢が 29 歳以下(※1)		
2,310 円以上 4,610 円未満	80%	1,848 円～3,687 円
4,610 円以上 11,680 円以下	80%～50%	3,688 円～5,840 円 (※2)
11,680 円超 12,810 円以下	50%	5,840 円～6,405 円
12,810 円(上限額) 超	—	6,405 円(上限額)
◆離職時の年齢が 30～44 歳		
2,310 円以上 4,610 円未満	80%	1,848 円～3,687 円
4,610 円以上 11,680 円以下	80%～50%	3,688 円～5,840 円 (※2)
11,680 円超 14,230 円以下	50%	5,840 円～7,115 円
14,230 円(上限額) 超	—	7,115 円(上限額)
◆離職時の年齢が 45～59 歳		
2,310 円以上 4,610 円未満	80%	1,848 円～3,687 円
4,610 円以上 11,680 円以下	80%～50%	3,688 円～5,840 円 (※2)
11,680 円超 15,660 円以下	50%	5,840 円～7,830 円
15,660 円(上限額) 超	—	7,830 円(上限額)
◆離職時の年齢が 60～64 歳		
2,310 円以上 4,610 円未満	80%	1,848 円～3,687 円
4,610 円以上 10,510 円以下	80%～45%	3,688 円～4,729 円 (※3)
10,510 円超 14,940 円以下	45%	4,729 円～6,723 円
14,940 円(上限額) 超	—	6,723 円(上限額)

※1 離職時の年齢が65歳以上の方が高年齢求職者給付金を受給する場合も、この表を適用します。

※2 $y = (-3w^2 + 70,390w) / 70,700$

※3 $y = (-7w^2 + 126,670w) / 118,000$, $y = 0.05w + 4,204$ のいずれか低い方の額

就業促進手当の上限額について

就業促進手当(再就職手当、就業手当、常用就職支度手当)の算定における上限額についても、下表の通り変更になります。

◆再就職手当・常用就職支度手当の算定における基本手当日額の上限額

年齢	変更前 (円)	変更後 (前年度増減) (円)
59 歳以下	5,870	5,840 (▲30)
60～64 歳	4,756	4,729 (▲27)

◆就業手当の 1 日当たり支給額 (基本手当日額の 30%) の上限額

年齢	変更前 (円)	変更後 (前年度増減) (円)
59 歳以下	1,761	1,752 (▲9)
60～64 歳	1,426	1,418 (▲8)